

製造事業場認定書

東亞工機株式会社
取締役社長 光武 渉 殿

船舶安全法第6条ノ2の規定により下記のとおり認定する。

1. 認定に係る事業場の名称及び所在地
東亞工機株式会社
佐賀県鹿島市大字山浦丁1430番地30
2. 認定に係る船舶又は物件の範囲
内燃機関のシリンダ
3. 認定の有効期間
平成28年9月29日から平成33年9月28日まで
4. 船舶又は物件の範囲以外についての限定事項

平成28年9月29日

国土交通大臣 石井 啓一

